田中亮太税理士事務所ニュース

★ *News* *令和８年分『年末調整』のポイント*

基礎控除の引上げ等の改正に注意！

【年末調整とは】

毎月の給与の支払いの際に源泉徴収税額表により徴収した税額の合計額と、年の中途での扶養親族の異動等による修正や年末調整で行う生命保険料等の控除等を行って計算した、その年に納めるべき税額(年税額)とは、通常不一致が生じます。年末調整は、このような不一致を精算するため、１年間の給与総額が確定する年末に、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を、還付または徴収･納付する精算の手続きです。

※　今年の年末調整は、税制改正による基礎控除の見直し等に基づいて年税額を計算し、改正前の源泉徴収税額表によって源泉徴収した税額との精算も行うことになります。

※　多くの給与所得者は年末調整により税額の精算が済み、確定申告の必要がないなど大切な手続きです。

■　***今年の年末調整は、税制改正により次の改正が行われていますので、ご注意ください。***

【基礎控除の引上げ】　*収入が給与だけの場合の収入金額＝665 万円 5,556 円以下*

合計所得金額	489 万円以下	489 万円超　655 万円以下	655 万円超　2,350 万円以下
控除額	104 万円	67 万円	62 万円

※　合計所得金額 655 万円以下の控除額は、基礎控除額 62 万円(改正前 58 万円)に、特例による加算額を加算した額になります。(この加算は、居住者にのみ適用されます。)

※　合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

【給与所得控除の最低保障額の引上げ】

給与等の収入金額	74 万 1000 円未満	74 万 1000 円以上 219 万 1000 円未満	219 万 1000 円以上 219 万 3000 円未満	219 万 3000 円以上 219 万 6000 円未満	219 万 6000 円以上 220 万円未満
給与所得の金額	なし	その収入金額 －74 万円	145 万 1,000 円	145 万 3,000 円	145 万 6,000 円

※　上記の改正により、**「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されています。**

※　家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例については、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円から 69 万円に引上げられました。

【扶養親族等の所得要件の改正】　*収入が給与だけの場合の収入金額＝136 万円以下*

扶養控除の対象となる扶養親族等の所得要件が 62 万円以下に引き上げられるなど改正が行われました。

扶養親族等	扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	特定親族	配偶者特別控除の 対象となる配偶者	勤労学生
所得要件	62 万円以下	62 万円超 123 万円以下	62 万円超 133 万円以下	89 万円以下

【年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例】①　新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除額は、次の表のとおりとなります。

年間の新生命保険料		控除額
	30,000 円以下	新生命保険料の全額
30,000 円超	60,000 円以下	新生命保険料×1/2＋15,000 円
60,000 円超	120,000 円以下	新生命保険料×1/4＋30,000 円
120,000 円超		一律 60,000 円

②　旧生命保険料及び前記①の新生命保険料を支払った場合の一般生命保険料控除額の適用限度額は 6 万円(改正前 4 万円)。

※　一般生保、介護医療保険、個人年金保険の各控除の合計適用限度額は、改正前と同様の 12 万円となります。

年末調整のチェックポイント →　次ページ

＜　令和8年分　年末調整のチェックポイント　＞



■『扶養控除等(異動)申告書』

※　年末調整は、年末調整を行う時までに**『扶養控除等(異動)申告書』を提出している人**に行ないます。

※　**税制改正により、新たに扶養控除等の対象となった親族がいないか確認**して下さい。

・扶養に該当するかは、所得金額は年末調整を行う日の現況で１年分を見積もり、**年齢は本年 12 月 31 日**の現況により、死亡、出国により非居住者になる場合は、**死亡又は出国時**の現況により判定します。

【扶養親族】所得者と生計を一にする親族で、**合計所得金額が 62 万円以下の人**をいいます。

・給与所得だけの場合**→収入金額** 136 万円以下、公的年金だけの場合**→年金収入 65 歳以上** 172 万円以下(65 歳未満 122 万円以下)であれば、**合計所得金額が** 62 万円以下になります。

【控除対象扶養親族】

・扶養親族のうち、居住者で**年齢 16 歳以上の人**(平成 23 年１月１日以前に生まれた人)。⟶**年齢 16 歳未満の年少扶養親族**は控除対象扶養親族に該当しませんが、**住民税に関する事項欄に記載**します。

・扶養親族のうち、非居住者については、扶養控除の適用要件に該当するかに留意して下さい。

【特定扶養親族】控除対象扶養親族のうち、**年齢 19 歳以上 23 歳未満の人**(平成 16 年１月２日～平成 20 年１月１日に生まれた人)。→ **合計所得 62 万円超 123 万円**以下の場合は、特定扶養親族に該当せず、**特定親族特別控除の対象となる特定親族に該当します。⟶『特定親族特別控除申告書』**

【老人扶養親族】控除対象扶養親族のうち、**70 歳以上**の人(昭和 32 年１月１日以前に生まれた人)

【同居老親等】老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者**の直系尊属**で、所得者と**同居を常況**とする人

【同一生計配偶者】所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者等を除く)で、**合計所得 62 万円以下の人**

【障害者（特別障害者）】所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族で、要件に該当する人

・障害者控除は、16 歳未満の扶養親族にも適用されることに注意して下さい。

【同居特別障害者】同一生計配偶者・扶養親族のうち、**特別障害者に該当し、同居を常況**としている人

【寡婦】【ひとり親】「寡婦」「ひとり親」の判定は、正しく行われているかを確認します。

【勤労学生】所得者本人が勤労学生で、**合計所得金額が** 89 万円以下であり、そのうち**給与所得以外の所得が** 10 万円以下であること。在学する専修学校長等が交付する証明書の有無により判定します。

【国外居住親族】…「親族関係書類」「送金関係書類」に加え、条件により確認書類の添付・提示が必要です。

■『基礎控除申告書』『配偶者控除等申告書』『特定親族特別控除申告書』『所得金額調整控除申告書』

※　上記４つの申告書は兼用の１枚です。『扶養控除等(異動)申告書』を提出した人は、必ず『基礎控除申告書』及び該当する申告書の提出が必要です。所得金額欄には収入金額ではなく所得金額を記載します。

■『保険料控除申告書』

※　**本年は、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除額の特例が創設**されています。

※　国民年金・生命保険・地震保険・小規模企業共済等掛金など、控除証明書を添付又は提示します。

○**生命保険料控除**…所得者本人が支払い、受取人が本人･配偶者･親族である場合のみ適用されます。

○**地震保険料控除**…所得者本人が支払い、保険目的が本人や親族が常時居住する家屋等、要件に該当すること。

○**社会保険料控除**…所得者本人又は本人と生計を一にする親族の負担すべき社会保険料で、所得者本人自身が支払ったものに適用され、①健康保険や厚生年金、雇用保険など毎月の給与から差し引かれているもの　②国民健康保険や国民年金など、本人が直接支払っているものがあります。

・年金から特別徴収された介護保険料や後期高齢者医療保険料は、年金の受給者の社会保険料として控除。

○**小規模企業共済等掛金控除**…・小規模企業共済掛金、確定拠出年金法に基づく掛金(iDeCo など)

■『住宅借入金等特別控除申告書』

※　**調書方式**の場合　税務署発行の「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(控除証明書)を添付します。

証明書方式の場合　①「控除証明書」②金融機関発行の「年末残高等証明書」を添付します。

■「医療費控除」や「寄附金控除」は、年末調整では控除されず、確定申告によってのみ控除されます。

〒462-0844　名古屋市北区清水 2-19-9　1F
田中亮太税理士事務所
TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063



発行：田中亮太税理士事務所（年末調整）